

船員法等の一部を改正する法律要綱

(傍線部分は、令和七年十月一日に施行することとする部分)

第一 船員法の一部改正

一 国土交通省令で定める船舶の船長は、その輸送中のコンテナが海中に転落したときは、直ちに、当該コンテナが海中に転落したと見込まれる地点等の事項を、自己の指揮する船舶の付近にある船舶、当該地点の最寄りの海上保安機関及び自己の指揮する船舶の旗国（海洋法に関する国際連合条約第九十一条に規定するその旗を掲げる権利を有する国をいう。）の権限のある機関に通報しなければならないものとする。

(第十三条の二関係)

二 船員手帳

1 船員手帳には、国土交通大臣、船舶所有者その他の者が当該船員手帳を受有する船員の身分関係事項その他の事実を記載するものとする。

2 1に定めるもののほか、船長は、その指揮する船舶に乗り組もうとし、又は乗り組む船員について雇入契約の成立等があったことを知ったときは、遅滞なく、当該船員に係る船内における職務、雇入

期間その他の当該船員の勤務に関する事項をその船員手帳に記載しなければならないものとする。ただし、船舶所有者が船員に対し当該船員の勤務に関する事項を記載した書面を交付した場合、この限りでないものとする。

(第五十条関係)

三 海員が、勤務の成績に関する証明書の交付を請求することができる対象に、船舶所有者を追加するものとする。

(第五十一条関係)

四 基本訓練及び実技講習

1 特定雇入契約以外の雇入契約を締結した際の基本訓練

(1) 船舶所有者は、船員と雇入契約（2の(1)に規定する特定雇入契約を除く。）を締結したときは、遅滞なく、当該船員について、基本訓練（船舶に急迫した危険がある場合その他非常の場合における海上労働の安全及び衛生を確保するための次に掲げる事項に関する教育訓練をいう。以下同じ。）を実施しなければならないものとする。ただし、当該船員が(2)の証明書であって当該船舶所有者が交付したものを受有している場合は、基本訓練を実施することを要せず、当該船員が(2)の証明書であって当該船舶所有者が交付したものを受有している場合は、ハ及びニに掲げる事

項に係る基本訓練を実施することを要しないものとする。

イ 船舷から水面への安全な飛び降り方、救命設備の使用法その他の海上での救命に関する事項（以下「生存技術」という。）

ロ 火災の化学的性質、消火設備の使用法その他の船上での消火に関する事項（以下「消火技術」という。）

ハ 負傷者に対する船内での応急の手当に関する事項

ニ イからハまでに掲げるもののほか、船舶に急迫した危険がある場合その他非常の場合における海上労働の安全及び衛生を確保するための事項

(2) 船舶所有者は、基本訓練を修了した者に対し、基本訓練を修了した旨の証明書を交付しなければならぬものとする。

（第八十一条の二関係）

2 特定雇入契約を締結した際の基本訓練及び実技講習

(1) 船舶所有者は、船員と特定雇入契約（遠洋区域、近海区域又は沿海区域を航行区域とする船舶において船長等の職務を行う旨を定めた雇入契約をいう。以下同じ。）を締結したときは、遅滞な

く、当該船員について、基本訓練（１の（１）ハ及びニに掲げる事項に係るものに限る。）を実施しなければならぬものとする。ただし、当該船員が１の（２）又は（２）の証明書であつて当該船舶所有者が交付したものを受有している場合は、この限りでないものとする。

（２） 船舶所有者は、（１）の基本訓練を修了した者に対し、当該基本訓練を修了した旨の証明書を交付しなければならないものとする。

（３） 船舶所有者は、船員と特定雇入契約を締結したときは、遅滞なく、当該船員に、次のイ又はロに掲げる教育訓練の区分に応じ、当該イ又はロに定める実技講習を受けさせなければならないものとする。

イ 生存技術に関する教育訓練 生存技術に関する知識及び能力を習得させるための実技講習（以下「生存講習」という。）であつて、五の１により国土交通大臣の登録を受けた者（以下「登録生存講習機関」という。）等が行うもの

ロ 消火技術に関する教育訓練 消火技術に関する知識及び能力を習得させるための実技講習（以下「消火講習」という。）であつて、六の１により国土交通大臣の登録を受けた者（以下「登録

消火講習機関」という。）等が行うもの

- (4) 特定雇入契約を締結した船員が当該特定雇入契約の締結の日前五年以内に生存講習及び消火講習を修了したこと等の要件に該当する場合には、(3)は適用しないものとする。

(第八十一条の三関係)

3 特定雇入契約が存する船員に対する再講習

船舶所有者は、当該船舶所有者との間に特定雇入契約が存する船員について2の(3)イの実技講習等及び2の(3)ロの実技講習等の修了の日後五年を経過したときは、遅滞なく、当該船員に、2の(3)イの実技講習等及び2の(3)ロの実技講習等を受けさせなければならないものとする。

(第八十一条の五関係)

五 登録生存講習機関

1 生存講習を行う者は、申請により、国土交通大臣の登録を受けることができるものとする。

(第八十三条の二関係)

2 登録生存講習機関は、公正に、かつ、国土交通省令で定める時間数以上の講習を行うことその他国

土交通省令で定める基準に適合する方法により生存講習の実施に関する事務（以下「生存講習事務」という。）を行わなければならないものとする。

（第八十三条の六関係）

3 登録生存講習機関は、生存講習事務の開始前に、生存講習事務の実施に関する規程を定め、国土交通大臣に届け出なければならないものとする。

（第八十三条の七関係）

4 登録生存講習機関は、財務諸表等を作成し、事務所に備えて置かなければならないものとする。

（第八十三条の九関係）

5 国土交通大臣は、生存講習の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきこと等を命ずることができるものとする。

（第八十三条の十一関係）

6 国土交通大臣は、登録生存講習機関が一定の要件に該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて生存講習事務に関する業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができるものとする。

（第八十三条の十三関係）

六 登録消火講習機関

1 消火講習を行う者は、申請により、国土交通大臣の登録を受けることができるものとする。

(第八十三条の十七関係)

- 2 1の登録、消火講習、登録消火講習機関及び消火講習事務については、登録生存講習機関に関する規定を準用するものとする。

(第八十三条の十九関係)

七 快適な海上労働環境の形成のための措置

- 1 船舶所有者は、船内における安全及び衛生の水準並びに休息の質の向上を図るため、快適な海上労働環境（船内における職場環境並びに船員室の居住環境及びインターネットの利用環境をいう。）を形成するように努めなければならないものとする。

(第八十三条の二十関係)

- 2 国土交通大臣は、1の措置に関し、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するもの等とすること。

(第八十三条の二十一関係)

八 船員の資格等

- 1 年齢十八年未満の者を船員として使用しようとするときの国土交通大臣による認証を受ける方法を船員手帳に限らないものとする。

(第八十五条関係)

- 2 国土交通大臣は、航海当直をするために必要な知識及び能力を有すると認定した者、危険物若しく

は有害物の取扱いに関する業務を管理するために必要な知識及び能力を有すると認定した者又は海域の特性に応じた運航に関する業務を管理するために必要な知識及び能力を有すると認定した者に対し、その者の船員手帳に当該認定をした旨の証印をし、又は証書を交付するものとする。

（第百十七條の二から第百十七條の四まで関係）

九 海上労働証書の交付に係る要件に、船員について基本訓練が実施されていること及び実技講習等を受けさせていることを追加するものとする。

（第百條の三関係）

十 国土交通大臣は、その職員に、漁ろうに従事する日本船舶以外の船舶であつて国土交通省令で定めるものに立ち入り、当該船舶の乗組員が千九百九十五年の漁船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約（以下「漁船員条約」という。）に定める航海当直の基準に従った航海当直を実施しているかどうか等について検査を行わせることができるものとする。

（第百二十條の三関係）

十一 罰則

罰則について、所要の規定を設けるものとする。

（第百二十六條、第百二十八條、第百三十條、第百三十一條、第百三十一條の三から第百三十一條の

六まで、第百三十三条及び第百三十六条関係）

十二 その他所要の改正を行うものとする。

第二 船員職業安定法の一部改正

一 定義

1 「特定地方公共団体」とは、無料の船員職業紹介事業を行う地方公共団体をいうものとする。

2 「船員募集情報提供事業」とは、次に掲げる行為を業として行うことをいうものとする。

(1) 船員の募集を行う者又は無料船員職業紹介事業者その他国土交通省令で定める者（以下「無料船員職業紹介事業者等」という。）の依頼を受け、船員の募集に関する情報を船員になろうとする者又は他の無料船員職業紹介事業者等に提供すること。

(2) (1)のほか、船員の募集に関する情報を、船員になろうとする者による就職先の選択を容易にすることを目的として収集し、船員になろうとする者又は無料船員職業紹介事業者等に提供すること。

（第六条関係）

二 官民の相互協力

雇用情報の充実等に関し、地方運輸局長と相互に協力するよう努めなければならない対象に、特定地方公共団体及び船員募集情報提供事業を行う者を追加するものとする。（第七条関係）

三 求人等に関する情報の的確な表示

1 地方運輸局長、特定地方公共団体、無料船員職業紹介事業者、船員の募集を行う者、船員募集情報提供事業を行う者及び無料船員労務供給事業者（以下「地方運輸局長等」という。）は、刊行物に掲載する広告、文書の掲出又は頒布等（以下「広告等」という。）により求人等に関する情報又は求職者等に関する情報等（以下「求人等に関する情報等」という。）を提供するときは、当該情報等について虚偽の表示又は誤解を生じさせる表示をしてはならないものとする。

2 地方運輸局長等は、広告等により求人等に関する情報等を提供するときは、正確かつ最新の内容に保つための措置を講じなければならないもの等とすること。

（第十八条、第三十二条の五、第四十二条、第四十八条、第四十九条及び第五十二条関係）

四 求人者への通知

地方運輸局長、特定地方公共団体及び無料船員職業紹介事業者は、船員職業紹介に係るあつせんをす

るときは、当該あつせんに係る求職者の海技免許の取得の有無等を求人者に通知しなければならないものとする。

（第二十条、第三十二条の五及び第四十二条関係）

五 地方公共団体の行う船員職業紹介

1 地方公共団体は、無料の船員職業紹介事業を行うことができるものとし、特定地方公共団体は、無料の船員職業紹介事業を行う旨を、国土交通大臣に通知しなければならないものとする。

（第三十二条関係）

2 特定地方公共団体は、無料の船員職業紹介事業を廃止したときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に通知しなければならないものとする。

（第三十二条の二関係）

3 特定地方公共団体は、自己の名義をもって、他人に無料の船員職業紹介事業を行わせてはならないものとする。

（第三十二条の三関係）

4 特定地方公共団体は、取扱職務等の範囲、苦情の処理に関する事項並びに求人者の情報（船員職業紹介に係るものに限る。）及び求職者の個人情報の取扱いに関する事項について、求人者及び求職者に対し、明示しなければならないものとする。

（第三十二条の四関係）

六 船員派遣元事業主が、船員派遣をするときに派遣先に通知しなければならない事項に、当該船員派遣に係る派遣船員の海技免許の取得の有無等を追加するものとする事。 (第七十四条関係)

七 指導監督

1 国土交通大臣が公表する指針並びに国土交通大臣による指導及び助言、改善命令並びに報告徴収及び立入検査の対象に、船員募集情報提供事業を行う者を追加するものとする事。

(第九十六条、第九十七条、第九十八条及び第二百二条関係)

2 国土交通大臣に対して申告することができる場合として、特定地方公共団体又は船員募集情報提供事業を行う者がこの法律の規定等に違反する事実がある場合を追加するものとする事。

(第百条関係)

八 罰則

罰則について、所要の規定を設けるものとする事。 (第百十一条及び第百十三条関係)

九 その他所要の改正を行うものとする事。

第三 船舶職員及び小型船舶操縦者法の一部改正

一 国土交通大臣は、海技士（航海）に係る海技免許を行う場合においては、漁ろうに従事する国土交通省令で定める船舶（以下「特定漁船」という。）であるか否かの別並びに船舶の航行する区域及び船舶の大きさの区分ごとに、乗船履歴に応じ、当該海技免許を受ける者が船舶においてその職務を行うことのできる船舶職員の職についての限定をすることができるものとする。

（第五条関係）

二 船舶職員の乗組みに関する基準等

1 船舶所有者は、特定漁船には、次に掲げる要件に該当しない者を船長又は航海士の職務を行う船舶職員として乗り組ませてはならないものとする。

(1) 特定漁船又はこれに類するものとして国土交通省令で定める船舶において国土交通省令で定める乗船履歴を有すること。

(2) 次に掲げる要件のいずれかに該当すること。

イ 漁ろうに従事する船舶の航行の安全に関する知識及び能力のうち、漁ろう設備の使用が船舶の航行の安全に影響を及ぼす場合があることを考慮して操船することその他の漁ろうに従事する船舶を操船する場合にのみ必要となるものを習得させるための講習（以下「漁ろう操船講習」とい

う。)であつて四の1により国土交通大臣の登録を受けた者(以下「登録漁ろう操船講習機関」という。)等が行うものの課程を修了した旨の証明書(その乗組みの日前五年以内に交付されたものに限る。)を受有していること。

ロ その乗組みの日前五年以内に学校教育法第一条に規定する高等学校又は大学であつて水産に関する学科を置くものにおいてイの知識及び能力を習得することができるものとして国土交通大臣の指定する科目を修めて卒業した者であること。

(第十八条関係)

2 1の要件に該当しない者は、船長又は航海士の職務を行う船舶職員として、特定漁船に乗り組んではならないものとする。

(第二十一条関係)

三 漁船員条約締約国資格証明書を受有する者の特例

1 漁船員条約の締約国が発給した漁船員条約に適合する船舶の運航又は機関の運転に関する資格証明書を受有する者であつて国土交通大臣の承認を受けたものは、第四条第一項の規定にかかわらず、船舶職員になることができるものとする。

2 二の規定は、1の承認を受けた者を特定漁船に乗り組ませる場合又は当該承認を受けた者が特定漁

船に乗り組む場合には、適用しないものとする。

（第二十二條の三關係）

四 登録漁ろう操船講習機関

1 漁ろう操船講習を行う者は、申請により、国土交通大臣の登録を受けることができるものとする。

（第二十二條の四關係）

2 登録漁ろう操船講習機関、漁ろう操船講習及び漁ろう操船講習事務については、登録海技免許講習実施機関に関する規定を準用するものとする。

（第二十三條關係）

五 国土交通大臣は、その職員に、本邦の港にある漁船員條約の締約国の漁ろうに従事する船舶に立ち入り、当該船舶の乗組員のうち、漁船員條約によりその資格に応じ適當かつ有効な證明書を受有することを要求されている者が、締約国が発給した漁船員條約に適合する資格證明書等を受有しているかどうか等について検査を行わせることができるものとする。

（第二十九條の三關係）

六 罰則

罰則について、所要の規定を設けるものとする。

（第三十條、第三十條の三、第三十一條及び第三十一條の三から第三十三條まで關係）

七 その他所要の改正を行うものとする。

第四 附則

一 この法律は、一部を除き、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

（附則第一条関係）

二 所要の経過措置等を定めるものとする。

（附則第二条から第十三条まで、第二十条及び第二十八条関係）

三 この法律の施行状況等に関する検討規定を設けるものとする。

（附則第十四条関係）

四 その他所要の改正を行うものとする。

（附則第十五条から第十九条まで及び第二十一条から第二十七条まで関係）